

【資料1】

こども健康会議運営業務委託企画提案競技実施要領

この要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「こども健康会議運営業務」（以下「本業務」という。）に係る業務委託候補者を選定する企画提案競技に関して必要な事項を定めるものです。

1 業務内容

- (1) 業務名
こども健康会議運営業務委託
- (2) 業務の仕様等
別添【資料2】こども健康会議運営業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託額の上限
5,500,000円（消費税及び地方消費税含む）

2 実施スケジュール

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 公募開始（実施要領等の公開） | 令和8年4月14日（火） |
| (2) 実施要領に関する質問の受付 | 令和8年4月21日（火）午後5時まで |
| (3) 上記質問に対する回答 | 令和8年4月24日（金） |
| (4) 参加資格確認申請書等の提出期限 | 令和8年5月1日（金）午後5時まで |
| (5) 参加資格の確認結果の通知 | 令和8年5月8日（金） |
| (6) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年5月22日（金）午後5時まで |
| (7) 企画提案競技審査会の開催 | 令和8年5月29日（金）（予定） |
| (8) 審査結果通知 | 令和8年6月上旬（予定） |
| (9) 契約締結 | 令和8年6月上旬（予定） |

3 参加者の資格に関する事項

本業務委託企画提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件の全てを満たす者としてします。

- (1) 秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者、再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者
- (4) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出の日から委託候補者の選定をする日までの間に、県からの受注業務に関して指名停止の措置を受けていない者
- (5) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者
- (6) 本業務の実施について、県の要求に応じて日本語で速やかに対応できる体制を整えている者

4 企画提案競技の手続き等に関する事項

(1) 担当課

秋田県健康福祉部健康づくり推進課 調整・健康寿命延伸チーム
〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1-1 (秋田県庁本庁舎2階)
電話：018-860-1426
メールアドレス：kenkou@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技に関する書類の交付

企画提案競技に関する必要な書類は秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ情報」に掲載します。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に質問がある場合は、次の提出書類を期限までに提出してください。

ア 提出書類

【様式1】実施要領等に関する質問票

イ 受付期限

令和8年4月14日(火) から令和8年4月21日(火) 午後5時まで

ウ 受付場所

4の(1)の担当課

エ 提出方法

電子メールに限ります。

※電話による質問の受付は行わないものとします。

オ 回答方法

秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ情報」に掲載します。

カ 回答期日

令和8年4月24日(金)

(4) 参加資格の確認手続き

企画提案競技に参加しようとする者は、次の書類を期限までに提出し、参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出書類

【様式2】企画提案競技参加資格確認申請書

【様式3】会社概要

【様式4】受付票

イ 提出方法

電子メールにより提出してください。

ウ 提出期限

令和8年5月1日(金) 午後5時まで

エ 参加資格の確認結果の通知

令和8年5月8日(金) に電子メールにより、通知します。

オ 共同企業体での参加

共同企業体を構成して参加する場合は、次のとおりとしてください。

- ・共同企業体の全ての構成員が「3 参加資格に関する事項」に記載する事項を満たす必要があります。ただし、3（1）については、構成員のいずれかがその資格を満たしていればよいものとします。
- ・共同企業体を組んで企画提案競技に参加しようとする者は、重複して、単独で、又は他の共同企業体の構成員として、企画提案競技に参加することはできません。
- ・各構成員は対等の立場で一体となって業務を履行してください。
- ・共同企業体の名称（任意）、事務所所在地、代表者及び県が委託料を支払う際の振込口座を定めてください。
- ・提出書類は、共同企業体を代表して代表者が提出してください。
- ・（4）の提出書類のほか、次の書類を提出してください。

【様式5】共同企業体結成届

カ その他

- ・提出後の訂正及び変更は認めません。
- ・提出期限までに提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができないものとします。
- ・申請書類に虚偽記載があった場合は、参加資格を取り消します。
- ・参加者は、参加資格確認後に参加資格の各要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失います。また、都合により辞退する場合には、【様式6】企画提案競技参加辞退届を提出してください。

（5） 審査書類の作成及び提出

企画提案競技に参加しようとする者は、次の書類を期限までに提出してください。

ア 提出書類

（ア） 企画提案書

- ・別添【資料2】こども健康会議運営業務委託仕様書、【資料3】企画提案書記載要領の内容を踏まえ作成してください。
- ・サイズ等は、原則としてA4判、横書きで30ページ以内としてください。
- ・提出できる企画提案は1案とします。

（イ） 見積書

企画提案の内容を実施するための費用（内訳を示すこと）を明らかにした見積書（秋田県知事宛て）に所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入し提出してください。見積額が「1（4）委託額の上限」を上回る場合は、審査の対象としません。

なお、費用の積算に当たっては、会場として使用するイオンモール秋田セントラルコートの使用料（税込み385千円）を見積に含めてください。

（ウ） 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」への取組に関する事項

企画提案競技審査要領【資料4】に定める「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組の評価基準に該当する場合は、次の資料を提出してください。

- ・「賃金水準の向上」に関する加点措置を希望する場合（該当者のみ）

区分		提出書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業所とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	役員及び従業員が対象	ア給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	イ税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
	役員を除く従業員が対象	ウ税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類	エ税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		「パートナーシップ構築宣言」の写し	

- ・「女性の活躍推進」に関する加点措置を希望する場合（該当者のみ）

区分	提出資料
一般企業事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し
法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰の受賞	表彰状の写し（写真等可）

イ 提出方法

電子メールにより提出してください。

ウ 提出期限

令和8年5月22日（金）午後5時まで

提出期限までに提出しない者は、企画提案競技を辞退したものとします。

エ その他

- ・提出書類に虚偽記載があった場合は参加資格を取り消します。
- ・参加者は、参加確認申請書提出後に参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失います。
- ・一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回することができないものとします。
- ・誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案は、無効とします。

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 選定方法等

別添【資料4】こども健康会議運営業務委託企画提案審査要領に基づき審査委員会を開催し、参加者によるプレゼンテーション審査を行います。内容を総合的に判断し、第1位順位者を受託候補者として選定します。

(2) 日時

令和8年5月29日（金）※参加者へは詳細が決定次第、別途連絡します。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査終了後に各参加者に電子メールにより通知します。

(4) その他

第1順位者の受託候補者が契約をしないときは、次点の者と契約の交渉を行います。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金について

受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条第1項により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として秋田県に納付する必要があります。ただし、秋田県財務規則第178条第3号により、契約の相手方が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約をし、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認める場合は免除します。

(3) 契約に係る仕様等

委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約についての協議・調整を行った上で、県と受託候補者の双方が合意に至った場合に締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の追加、変更又は削除をする場合があります。

また、締結する契約書に添付する仕様書についても、県と受託候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は変更等される場合があります。

7 公正な企画提案競技の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(2) 参加者は、企画提案競技に当たっては競技を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはけません。

(3) 参加者は、委託者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはなりません。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技には参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめる場合があります。

8 その他

(1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 提出書類の取扱い

ア 参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属します。

イ 参加者が県に提出した書類は、返却しません。

(3) 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている者を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。

(4) 本件の企画提案書等の提出に要する費用は、参加者の負担となります。